

2006年7月アルゼンチンの政治情勢

2006年8月作成
在アルゼンチン大使館

1. 概要

議会において審議された超権限法案及び緊急大統領令に関する法案に対して、野党は、大統領権限の拡大に繋がり、権力分立に反する等として同法案に強く反対している。また、イスラエル共済会館（AMIA）爆破12周年追悼行事が行われたが、例年同行事に参加してきたキルチネル大統領は、パラグアイ訪問を理由に同行事に参加しなかった。

外交面では、メルコスール首脳会合がコルドバ市で開催され、特別招待者としてカストロ・キューバ国家評議会議長が訪重した。また、キルチネル大統領は、同首脳会合の機会に、ベネズエラ、チリ、ウルグアイ、ボリビア等の首脳とバイ会談を行った。また、キルチネル大統領は、パラグアイを公式訪問し、アラン・ガルシア・ペルー大統領就任式には、シオリ副大統領が出席した。

2. 内政

(1) 超権限法案及び緊急大統領令に関する法案

(イ) 超権限法案

(i) 6月29日、政府は、予算の歳出項目の変更権限を首相に与えるための法案（通称：「超権限法案（Superpoderes）」）を議会に提出した。

(ii) 7月13日、議会上院において、同法案が可決した。

(iii) これまでは、2001年末の経済危機から抜け出していないという理由から、例外的に、首相に予算の歳出項目を変更する権限を認める条項を毎年の予算法に盛り込んできたが、今回の法案は、今後、永久に首相に同権限を与えるものであり、野党は、大統領権限の拡大に繋がり、権力分立に反するとして、同法案に反対している。

(ロ) 緊急大統領令に関する法案

(i) 6日、議会上院において、緊急大統領令（Decreto de Necesidad y Urgencia, DNU）に関する法案が可決した。

(ii) 20日夜、議会下院において、同法案が可決成立した。

(iii) 緊急大統領令は、1994年の憲法改正以降、憲法99条3項に規定されているが、一般的な記述にとどまっていたため、今次法案でその手続面等について具体化が図られた。また、憲法には、緊急大統領令は、事後的に、議会両院委員会及び議会本会議の審議を受けなければならない旨規定されているが、具体的な同委員会の創設方法等については記述がなく、今次法案で、同両院委員会の創設等につき規定されている。

しかし、今次法案は、議会本会議が、緊急大統領令を承認又は拒否すべきかの期限を定めておらず、かつ、議会が承認又は拒否を明示しない間は、同大統領令を有効なものとし

ている。野党は、議会本会議の承認がない状態で、緊急大統領令が有効性を維持すること等は、大統領権限の拡大に繋がり、権力分立に反するとして、同法成立に強く反対している。

(2) イスラエル共済会館 (AMIA) 爆破事件 12 周年追悼行事

(イ) 17日、ブエノスアイレス市にあるAMIA本部において、世界ユダヤ人会議が開催された。なお、当国において、世界ユダヤ人会議が開催されるのは初めて。

(ロ) AMIA 爆破事件 12 周年追悼行事

(i) 18日、AMIA本部において、AMIA 爆破事件 12 周年追悼行事が開催され、被害者家族、ユダヤ・コミュニティー等の他、フェルナンデス首相、フェルナンデス内相、テレルマン・ブエノスアイレス市長等約 5,000 人が参加した (注: 1994 年 7 月 18 日、ブエノスアイレス市にある AMIA の本部が爆破される事件が発生し、85 名の死者を出した)。

(ii) 同事件の被害者家族及びユダヤ・コミュニティーは、キルチネル大統領に対して、引き続き事件の解明を求めると共に、政府及び議会に対して、同事件が今後迎える時効の影響を受けないように、「人類に対する罪」であることを宣言するよう求めた。

また、ユダヤ・コミュニティーは、イランが、AMIA 爆破事件に関与した疑惑のあるヒズボラを政治的・経済的に支援しているとして、亜政府に対して、イランとの外交関係を断絶するよう求めた他、テロ活動に対する金銭的支援を行なった者を罰する法律を制定するよう要請した。

(iii) キルチネル大統領は、17-18日にパラグアイを公式訪問し、就任以来出席していた同行事に出席しなかったため、一部ユダヤ団体から不満の声が出ていたが、パラグアイにおいて、キルチネル大統領は、同事件が非常に痛ましい旨述べると共に、事件解明のための意志を込めて表明した。

(3) 新環境長官の就任

(イ) 6月27日、キルチネル大統領は、ピコロッティ女史を、新環境・持続的開発長官 (以下、環境長官) に任命し、7月7日、同女史は、正式に環境長官に就任した。

(ロ) ピコロッティ女史は、環境問題を専門とする弁護士であり、ウルグアイにおける製紙工場建設問題に関して、同問題を国際司法裁判所 (ICJ) に提訴した亜政府の代表団の 1 人である。

(ハ) また、環境庁の所管が、厚生・環境省から首相府に移されることになり、これに伴い、旧厚生・環境省は、厚生省に名称を変更した。

3. 外交

(1) メルコスール

(イ) メルコスール特別首脳会合

(i) 3-5日、キルチネル大統領は、メルコスール特別首脳会合に出席するため、ベネズエラを訪問した。

(ii) 4日、キルチネル大統領は、チャベス大統領とバイ会談を行った。両大統領は、両国の戦略的パートナーシップ構築のための合意文書、亜公共事業省及びベネズエラ住宅省の相互協力及び支援に関する協定文書、ベネズエラ国営石油会社(PDVSA)及び亜国営エネルギー会社(ENARSA)の活動実施に関する議定書等に署名した。

また、両大統領は、両国が共同して「南米債(Bono del Sur)」と呼ばれる債権を発行すると述べた。

その他、キルチネル大統領は、「テロとの戦いは、軍事的な戦いのみに基づくものではない」と述べた。同発言は、暗に米国を指した発言と見られている。

(iii) 同日、キルチネル大統領は、メルコスール議長国である亜の大統領として、メルコスール特別首脳会合に出席した。同会合において、メルコスール加盟国の首脳は、ベネズエラのメルコスール正式加盟に関する議定書に署名した。

また、ボリビア、パラグアイ及びウルグアイが、南米ガスパイプライン建設計画に参加する合意文書に署名した。

(iv) 5日、キルチネル大統領は、議会における演説、ベネズエラ独立記念日の軍事パレード参列、国立霊廟における献花式への出席等を行った。

(ロ) メルコスール首脳会合

(i) 20-21日、亜コルドバ州コルドバ市において、第30回共同市場審議会(CMC)会合及びメルコスール首脳会合が開催された。

(ii) 同首脳会合において、「メルコスール加盟国首脳による共同コミュニケ」、「メルコスール加盟国及び準加盟国首脳による共同コミュニケ」及び「中東情勢に関するメルコスール加盟国及び準加盟国による首脳宣言」が発出された。

(iii) 首脳会合の主な内容

- ・メルコスールは、ベネズエラのメルコスール正式加盟を歓迎した。
- ・メルコスール加盟国は、本年秋に行われる国連安保理非常任理事国選挙へのベネズエラの立候補に対する支持を表明した。
- ・ウルグアイ、パラグアイ及びボリビアは、南米ガスパイプライン計画に参加する旨表明した。
- ・メルコスールとキューバは、部分的経済補完協定に署名した。
- ・メルコスールとパキスタンは、自由貿易の枠組み協定に署名した。
- ・メルコスール加盟国は、加盟国間の不均衡の問題に対応するメルコスール構造統合基金(FOCEM)の具体的実施に向けた作業を進展させた。
- ・メルコスール加盟国は、地域のインフラ・プロジェクトへのファイナンスを行い、財政戦略を強化するためのメルコスール開発銀行を創設するとの亜の提案を歓迎し、同イニシ

アティブに関わる作業を継続するよう勧告した。

・メルコスール加盟国は、メルコスール議会が2006年12月31日までに設置される目的を達成するために作業を継続するよう勧告した。

・キルチネル大統領は、メルコスールの小国であるウルグアイ及びパラグアイに配慮する姿勢を改めて示した。

・キルチネル大統領、ルーラ大統領等は、ボリビアのメルコスール加盟国入り、墨及び他のラ米諸国のメルコスール準加盟国入りを求めた。

・メルコスールは、最近のイスラエル及びレバノン等の中東紛争に関して、強い懸念を示すと共に、同紛争の即時停止を呼びかけた。

・メルコスールは、WTOにおいてコンセンサスが得られていない点に懸念を示すと共に、米国やヨーロッパ諸国等による農業補助金の撤廃を求めた。

・メルコスール加盟国は、EUが早期に交渉プロセスに戻るために、フレキシビリティ及び最恵国待遇の分野で地域の要求を考慮する必要性を改めて表明した。

・メルコスール加盟国は、メルコスールに対する日本の協力の重要性を評価し、同協力が地域の統合のために多様化され、拡大することへの期待を表明した。

・今次首脳会合において、亜は、伯にメルコスール議長国を引き継いだ。

(iv) 首脳会合において、キルチネル大統領は、「メルコスール及びラ米統合は、我々の地域プロジェクトの核を成してきた」、「我々は、全ての国にとって魅力的であり、かつ、これ以上（他に）依存しない統合を望んでいる」、「いかなる問題も、努力、意志及び統合に関する政治的決定により解決できないものはない」、「あらゆる統合に関する合意は、相対的に遅れている国のために、また、脆弱性を潜在させないために、セーフガード及び補償を考慮すべきである」等と述べた。

(2) キューバ

(イ) 20-23日、カストロ・キューバ国家評議会議長は、特別招待者としてメルコスール首脳会合に出席するため、亜を訪問した。カストロ議長の訪亜は、2003年5月25日のキルチネル大統領就任式に出席するための訪亜に続く4度目となった。

(ロ) 20日夜、キルチネル大統領主催晩餐会が開催されたが、カストロ議長は、疲労を理由に欠席した。

(ハ) 21日、カストロ議長は、メルコスール首脳会合に出席した。また、同日、同議長は、チャベス・ベネズエラ大統領と共に、国立コルドバ大学において開催されたピープルズ・サミットに参加した。

(ニ) 亜とキューバは、モリーナ医師問題（注：キューバ人モリーナ医師が亜に在住する息子家族に会うために出国をキューバ当局に要請しているが、カストロ議長の許可が出ていない問題）を抱えているが、21日、キルチネル大統領は、両国の外相を通じて、カストロ議長に対して、モリーナ医師の出国を許可するよう求める書簡を送付し、キューバ側

の回答を待っている。カストロ議長は、同書簡送付に不快感を有している由。

(ホ) 22日、カストロ議長及びチャベス大統領は、チェ・ゲバラが幼少期過ごしたアルタ・グラシア市(コルドバ州)の家(チェ・ゲバラ博物館)を訪問した。

(3) ウルグアイ

(イ) 13日、国際司法裁判所(ICJ)は、ウルグアイにおける製紙工場建設問題に関して、亜の同建設中断を求める仮保全措置請求を却下する旨判断した。

(ロ) 同日、亜外務省は、同請求は却下されたものの、ICJが、今後の証拠提出如何により、回復不能な環境被害を生じることが示される場合、同工場の解体の可能性があることを考慮していること、今次却下が新たな訴えの提起を阻止するものではないこと等を肯定的に受け止める旨説明するプレス・コミュニケを発出した。

(ハ) 14日、キルチネル大統領は、ICJの判決について、この問題はまだ始まったばかりであり、亜国民の権利を守っていく旨述べた。

(ニ) 20日、キルチネル大統領は、メルコスール首脳会合のために自ら主催した晩餐会に出席したバスケス・ウルグアイ大統領を抱擁して迎え、二国間関係の修復に向けた姿勢をアピールした。

(ホ) 21日、キルチネル大統領とバスケス大統領は、短時間ではあったが、バイ会談を行った。但し、会談後、デビード亜公共事業相は、製紙工場建設問題については話題にならなかったと述べた。

(ヘ) バスケス大統領は、メルコスール首脳会合の演説において、キルチネル大統領に対して、同問題に関する二国間対話を再開するよう呼びかけた。

(ト) 21日夜、タイアナ外相は、同問題を巡りウルグアイを提訴しているICJの裁判を継続する意志を確認した。

(チ) 27日、ガルシア大統領の就任式出席のため、ペルーを訪問したシオリ副大統領は、ノボア・ウルグアイ副大統領と会談し、「ウルグアイにおける製紙工場は、亜の自然環境に何らかの悪影響を与えることに疑いの余地はない」と述べる一方で、ウルグアイ側との対話を行う用意がある旨述べた。

(4) チリ

(イ) 7日、ポニアチック・チリ鉱業・エネルギー相は、亜において、デビード公共事業相と会談し、亜のチリ向け天然ガス価格等について話し合った。

デビード公共事業相は、ポニアチック鉱業・エネルギー相に対して、ボリビア産天然ガス価格の値上がり分(7月15日から12月31日まで、現行より約56%の値上げとなる5.0ドル/百万BTUに値上がりした)を、チリ、伯及びウルグアイ向け亜産天然ガス価格に上乗せする方針を認めた。

(ロ) 21日、キルチネル大統領は、メルコスール首脳会合に出席するために訪亜してい

たバチエレ大統領とバイ会談を行った。会談後、デビード公共事業相は、現行の2.3－2.5ドル／百万BTUからの引き上げ幅は、4ドルを超えることはないと言った。

(ハ) 24日、政府は、天然ガスに関する輸出税を、現行の各契約価格の20%から、ボリビアからの輸入価格の45%に引き上げることを決め、25日より施行された。これによりチリへの輸出価格は、4ドル／百万BTUを超えることになり、バチエレ大統領は、亜側が、約束を果たしていないと不満を表明した。

(5) ベネズエラ

(イ) 20日、キルチネル大統領は、亜の大統領公邸において、メルコスール首脳会合に出席するため訪亜していたチャベス・ベネズエラ大統領と昼食を共にし、二国間関係等について会談した。

(ロ) 21日、ベネズエラ国営石油会社(PDVSA)、亜国営エネルギー会社(ENARSA)及びウルグアイ国営石油会社(ANCAP)は、ベネズエラのオリノコ地域の第6ブロックの石油採掘契約に署名した。同契約により、ENARSAとANCAPが、同ブロックの49%の採掘権を得ることとなる。なお、同ブロックの原油確認埋蔵量は、約15億バレルと見られており、デビード公共事業相は、現在、亜においてレプソルYPF社が採掘している量とほぼ同量の日量約30万バレルを、ベネズエラと同ブロックにおいて採掘することが可能となり、亜による石油採掘量は、倍増する可能性があると言った。

(6) パラグアイ

(イ) 17－18日、キルチネル大統領は、パラグアイを公式訪問した。

(ロ) 18日、キルチネル大統領は、ドゥアルテ・パラグアイ大統領と会談し、二国間関係、メルコスール情勢等について意見交換を行い、ヤシレタ・ダムオペレーションに関する合意議事録等に署名した。

(ハ) 両国間で懸案となっているヤシレタ・ダムオペレーションについて、キルチネル大統領は、「我々は、ヤシレタ(・ダム)を実現可能なものとするために、技術的及び運営上の観点からのF/Sを実施しなければならない」旨述べた。

(ニ) なお、ヤシレタ二国間公団との関係で、パラグアイが亜に対して有している120億米ドルの債務のうち、亜が47億米ドルの債務削減を発表するとの見方もあったが、更に90日間検討することとなり、債務削減の発表はなされなかった。

(7) ペルー

28日、シオリ副大統領は、キルチネル大統領に代わり、アラン・ガルシア・ペルー大統領の就任式に出席した(上記3.(3)(チ)参照)。

(8) インド

(イ) 3-7日、タイアナ外相を団長とする通商ミッションが、インドを訪問した。

(ロ) インド滞在中、タイアナ外相は、マンモハン・シン首相、アーナンド・シャルマー外務担当国務大臣、マハラシュトラ州政府首相等と会談した。

(ハ) 両大臣は、農業、南極、行政分野の協力の推進に関する3つの覚書に署名した。また、タイアナ外相は、同ミッションは、キルチネル政権の対外政策において、アジアがプライオリティーを有していることを示すものである旨述べた。

(9) 北朝鮮

(イ) 6日、亜外務省は、北朝鮮によるミサイル発射に深刻な懸念を表明するプレス・コミュニケーションを発出した。

(ロ) 15日、国連安保理において、全会一致で北朝鮮を非難する安保理決議が採択された(亜は、国連安保理非常任理事国(2005-2006年))。

(10) レバノン・イスラエル情勢

20日、亜外務省は、レバノン・イスラエル間の戦闘行為を停止するよう呼びかける旨のプレス・コミュニケーションを発出した。

(11) 要人往来

(イ) 来訪

7月7日 ポニアチック・チリ鉱業・エネルギー相(デビード公共事業相との会談)

7月20-21日 第30回共同市場審議会(CMC)及びメルコスール首脳会合開催(於:コルドバ市)

7月24日 マンテガ伯蔵相(ミセリ経済相との会談)

(ロ) 往訪

7月3日 デビード公共事業相のエクアドル訪問(パラシオ大統領等との会談)

7月3-5日 キルチネル大統領のベネズエラ訪問(メルコスール特別首脳会合出席)

7月3-7日 タイアナ外相のインド訪問(シン首相等との会談等)

7月17-18日 キルチネル大統領のパラグアイ訪問(ドゥアルテ大統領等との会談)

7月27-28日 シオリ副大統領のペルー訪問(アラン・ガルシア大統領就任式出席)